

## 原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画の策定について（案）

### 1. 新たな原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画の策定のあり方

原子力基本法は、我が国における「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする」ことを求めています。

原子力委員会は、この方針に係る国の施策を計画的に遂行するために、原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画（以下、「原子力研究開発利用長期計画」という。）を策定して推進してきています。

#### （新たな原子力研究開発利用長期計画の策定への着手）

原子力委員会は、昭和31年（1956年）からこれまで、情勢等を踏まえて概ね5年ごとに評価・見直しを行い、合計9回原子力研究開発利用長期計画を策定してきました。現行の原子力研究開発利用長期計画は、平成12年11月に策定されたものであり、来年11月で5年を迎えることから新たな計画の策定に着手する時期となります。

我が国の原子力研究開発利用活動の現状は、ほぼ期待通り進展しているところもありますが、核燃料サイクル事業を中心に遅れが見られます。また、電気事業の自由化の進展や新たに制定されたエネルギー政策基本法に基づくエネルギー基本計画の策定、原子力安全規制体制や企業活動における品質マネジメント体制の強化、原子力二法人の統合、人材育成に対する新しい取り組みの必要性や核不拡散、核物質防護努力の一層の強化の必要性の顕在化など計画の策定当時には予想されていなかった新たな状況も生じてきています。

そこで、原子力委員会は、広聴の精神を踏まえて、本年1月より14回にわたって「長計についてご意見を聴く会」を開催するとともに、広く国民を対象に「意見募集」を実施し、「第7回市民参加懇談会～長計へのご意見を述べていただく場として～」を開催して、新たな原子力研究開発利用長期計画策定開始の要否、策定方法、策定にあたっての重点課題について各界各層から提案・意見を聴取してきました。その結果、原子力委員会は、これらの状況を踏まえ、新たに、国の原子力研究開発利用長期計画を、行政改革により原子力委員会が内閣府に属することになってから初めての作業であることを踏まえつつ、平成17年に取りまとめることを目指して作業を開始することが適当と判断しました。

#### （新たな計画策定に求められるもの）

新たな計画の策定に際しては、各界各層から伺った原子力政策についての各種ご意見や問題提起、疑問を整理して、国民が共有すべき基本原則を明確にし、原子力の研究、開発及び利用の当面の目標を明確にして、それを追及していくための複数の政策提案を可能な限り定量的に比較検討するなど、政策選択の根拠と実施責任主体を明らかにしていくことが重要と考えます。

特に、原子力のエネルギーとしての利用に係る施策に関しては、エネルギー基本計画が原子力発電をエネルギー安全保障の確保、地球温暖化対策の観点から将来にわたって重要な基幹電源であるとしていることを踏まえ、この位置づけを将来にわたって維持するために原子力基盤に係る教育、研究から原子力外交に至る国の研究開発機関、行政各部と民間の果たすべき短期、中期、長期的視点からの役割とこれを達成するための国の規制・誘導施策の基本構想を明らかにする必要があります。

また、放射線や核反応の利用に係る施策に関しても学術研究の有力なツールの整備から放射線利用産業の振興に至る短・中・長期的視点からの取り組みのあり方、そしてその責任主体を明らかにしていくことが重要です。そこで、民間の自由闊達な活動を損なうことなく、公益の観点から、研究開発、規制・誘導する国の施策を中心として策定されるべきです。

そこで、新たな計画は、原子力利用に関する国の内外の活動を展望して、短・中・長期的視点から、国の進めるべき施策の基本構想を示すものと考えます。

(国民との相互理解を図るために)

これまでに開催してきた「長計に関してご意見を聴く会」等を通じて、原子力委員会の役割、原子力研究開発利用長期計画の存在と位置づけ等が、一般の国民はもとより、利害関係者においても正しく理解されていないことが見受けられました。そこで、今回の計画の策定にあたっては、原子力委員会が年頭の所信において「民主的手続きなくして権威なし」としたところを踏まえて、受け手の側に立った情報発信方法を検討し、論点が正しく、正確に理解いただけるよう配慮するとともに、可能な限り国民との懇談の機会等を捉えて、これらを通じて原子力政策についての対話に努めます。

## 2. 新たな計画策定における検討事項

(原子力長期計画について伺った主なご意見(中間とりまとめ)を踏まえて作成)

## 3. 新たな計画策定の進め方

### (1) 策定会議の設置

新たな計画の策定のため、原子力委員会に策定会議を設置します。策定会議の審議事項等は次のとおりとします。

#### 任務

計画の策定に必要な事項の調査審議を行い、新たな計画案を策定します。

#### 構成

(イ) 策定会議の構成員は、原子力委員に、原子力研究、開発、利用に係る利害関係者である地方自治体、市民/NGO等や事業者、学識経験者から学術分野、性別、地域のバランス、原子力を巡る意見の多様性の確保に配慮します。

(ロ) 調査審議を円滑に行うため、必要に応じ、策定会議に小委員会等を設けて論点整理を求めることとします。小委員会等の構成員は原子力委員会が定めることとします。

#### 審議の進め方

(イ) 策定会議及び小委員会等の議事録は会議終了後速やかに作成して公開します。ただし、策定会議または小委員会等の議長が公開しないことが適当であると判断したときは、この限りではありません。

(ロ) 計画策定の責任主体を明確にするため、策定会議の議長は原子力委員長が勤めます。

(ハ) 意見募集や市民参加懇談会の開催等により幅広く国民の意見を聴取してこれを審議に反映させていきます。

(2) 既設の専門部会等については、新たな計画の取りまとめが円滑に行われるよう運営に配慮します。